

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月



京都工芸繊維大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	8
	領域2 内部質保証に関する基準	12
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	22
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	28
	領域5 学生の受入に関する基準	34
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	38
	基準の判断 総括表	38
	工芸科学部	39
	工芸科学研究科	43

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 京都工芸繊維大学
 (2) 所在地 京都府京都市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	工芸科学部
大学院課程	工芸科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部：2,641人、大学院：1,285人
教員数	専任教員数：276人、助手数：2人

2 大学等の目的

京都工芸繊維大学は、大学の目的を「工芸及び繊維に関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、研究すること」(通則第1条)、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」(大学院学則第1条)と規定している。

また、本学の目的をより具体化し、新しい世紀に本学が果たすべき役割や目指すべき方向を示した「本学の理念」(平成16年11月発表)では、「知と美と技そして京」をキーワードとしつつ、「人間と自然の調和」「知と美の融合」「豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造」といった未来を切り拓くための指針を掲げ、教育研究成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする旨、宣言している。さらに、国立大学法人化当初に定めた長期ビジョン「感性豊かな国際的工科系大学づくり」に沿って、第3期中期目標において、大学の基本的な目標として「国際的・高度専門技術者の育成」を定め、これら理念や中期目標により、通則に定めた目的を具体化している。また、上記の通則、理念、中期目標に定める本学の目的に沿って、学士課程及び大学院課程の教育研究上の目的を以下のとおり定め、それぞれの課程・専攻における教育内容と関連させて、育成すべき人材像を明確にしている。

【本学の理念】

京都工芸繊維大学は、遠く京都高等工芸学校及び京都蚕業講習所に端を発し、時代の進展とともに百有余年にわたり発展を遂げてきた。本学は、伝統文化の源である古都の風土の中で、知と美と技を探求する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきた。本学は、自主自律の大学運営により国立大学法人として社会の負託に応えるべく、ここに理念を宣言する。

○基本姿勢

京都工芸繊維大学は、未来を切り拓くために以下の指針を掲げ、教育研究の成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする。

- ・ 人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。
- ・ 人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。
- ・ 社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。

○研究

京都工芸繊維大学は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類・社会の未来を切り拓く学術と技芸を創成する。

○教育

京都工芸繊維大学は、千年の歴史をもつ京都の文化を深く敬愛するとともに、変貌する世界の現状を鋭く洞察し、環境と調和する科学技術に習熟した国際性豊かな人材を育成する。そのため、自らの感動を普遍的な知の力に変換できる構想力と表現力を涵養する。

○社会貢献

京都工芸繊維大学は、優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。

○運営

京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。

【第3期中期目標における大学の基本的な目標（抜粋）】

1. 長期ビジョンー本学の目指すところー

本学は、その前身校の時代から、工芸学と繊維学にかかわる幅広い分野で、京都の伝統文化・産業と深いかかわりを持ちながら、常に世の中に新しい価値を生み出す「ものづくり」にかかわる実学を中心とした教育研究を行い、また、近年においては、自然環境との調和を意識しつつ、人を大切にする科学技術を目指す教育研究を行い、広く社会や産業界に貢献してきた。

21世紀の知識基盤社会が進展する中、我が国では少子高齢化や人口減少、産業構造の転換等の諸課題を抱えており、同時に世界的には環境問題やエネルギー問題など地球存亡の課題に直面している。本学は、これらの諸課題を解決するための教育研究を行い、第2期中期目標期間までの成果を踏まえ、豊かな感性を涵養する国際的工科系大学を目指す。本学は、これまでに果たしてきた役割を踏まえつつ、長い歴史の中で培った学問的蓄積の上に立って、「人間と自然の調和」、「感性と知性の融合」及び「高い倫理性に基づく技術」を目指す教育研究によって、困難な課題を解決する能力と高い倫理性・豊かな感性をもった国際的高度専門技術者を育成する。

2. 長期ビジョンの実現に向けて

20世紀の過度の「分析主義」への反省から、21世紀の科学技術には、「総合的視点」に基づく新しいパラダイムが求められている。

この新しいパラダイムは、「限りある自然と人間の共生」、「人間相互の共生」を追求し、また「持続的社会的構築」という課題に応えるためのものでなければならない。

このような状況を踏まえ、本学は、ものづくりの要である「知」、「美」、「技」を京都の地において探求する教育研究体制によって、それぞれの専門分野の水準を高め、同時に互いに刺激しあって総合的視野に立ち、人に優しい工学「ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジー」の確立を目指す。

このため、以下の5つの目標の達成を目指し、長期ビジョンの実現に取り組む。

- ① 国際舞台でリーダーシップを持って活躍できる豊かな感性を備えた創造的技術者の育成
- ② 科学と芸術の融合による新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
- ③ 特定分野において卓越した人材を惹き付け知識・技術を生み出す世界的研究教育拠点の形成
- ④ 研究成果の社会実装化による新たな社会的・公共的・経済的価値の創造
- ⑤ 地域社会、産業界の要請に的確に対応できる教育研究活動の展開

3. 中期目標設定の基本的考え方と取組みのねらい

第3期中期目標期間を長期ビジョンの実現に向けた飛躍的發展期と捉え、本学の強みや特色、社会的な役割を踏まえ、この期間に重点的に取り組むべき事業を、教育、研究、管理運営などの側面に照らして、事項ごとに抽出し、それぞれの目標を第3期中期目標として設定する。

具体的な計画策定に当たり、特に留意した点は次のとおりである。

- ① グローバル化に対応した教育の高度化
- ② イノベーション創出のための研究活動の活性化
- ③ 地域活性化のための拠点機能の強化
- ④ 本学の強みや特色の強化を実現するための組織や制度の構造改革

【教育研究上の目的】（工芸科学部履修要項及び工芸科学研究科履修要項から抜粋）

（工芸科学部）

工芸科学部は、京都工芸繊維大学の理念に基づき、幅広い教養と高い倫理性を有し、自らの構想力と遂行力、リーダーシップによって、21世紀の産業、社会、文化に貢献できる国際的な理工科系高度専門技術者（TECH LEADER）を養成することを目的としています。この目的に則り、各学部課程では、それぞれの専門分野に応じて、以下の目標を定め、人材育成を行っています。

学域	課程	教育研究上の目的
応用生物学域	応用生物学課程	生物学と生物化学を基礎として生命現象を研究し、生命、生物資源、グローバルな環境に関わる重要課題の解明にバイオテクノロジーを的確に活用できる人材の育成を目指す。
物質・材料科学域	応用化学課程	自然科学の基礎知識、物質・材料の化学と工学に関する十分な専門知識と応用能力、将来の技術革新に対応できる基礎・専門知識とその応用能力、および将来の地球環境、国際社会、地域産業に貢献できる素養を身につけている。
設計工学域	電子システム工学課程	スマートフォンや生活家電など、日常生活にとって欠かせない存在となっている電子システムの基礎から応用までに関する教育と、最先端の研究を通じて、電子機器、自動車、ロボット、電力などの基幹産業でリーダーとなり活躍できる人材の育成を目指す。
	情報工学課程	製造・サービスなどのさまざまな産業の根幹を支えるICT分野でリーダーシップをとって活躍する人材、およびICTを活用したシステムの開発やサービスの創出・提供によって豊かな情報社会の構築に貢献する人材の育成を目指す。
	機械工学課程	幅広い基礎的知識の上に立った高度な専門性と豊かな創造力を持ち、さらに技術が普遍性を有するかどうかを的確に判断でき、しかも科学技術の発展の方向や時代と社会の変化の動向をいち早く正確に把握することのできる優れた先見性、地球的視野に立った行動力、豊かな人間尊重の精神を備えた国際性のある人材の育成を目指す。
デザイン科学域	デザイン・建築学課程	地球規模で考えながら、京都という場でしか掴み得ない能力を磨くこと。これを<KYOTOデザイン>と銘打つ。それは、 ① 生きた伝統と先進的マインドで生活を革新するデザイン力 ② 持続する京都で構想される未来起点の再生・価値創造力 ③ グローバルな知が揺籃される京都で可能なボーダーを超越した起業力で構成され、課程教育においては、このための基礎能力を開発する。

上記に示した各課程の目的に加えて、「言語教育科目」と「人間教養科目」から成る「全学共通科目」では、外国語能力と教養の習得を目指します。さらに各課程の地域創生Tech Programでは、地域産業の活性化や地域課題の解決に向けて、各自の専門能力を発揮し得る人材の育成を目指します。

(工芸科学研究科)

大学院工芸科学研究科では、科学技術の進展や社会の要請に応えるべく21世紀の産業と文化を創出する国際的理工科系高度専門技術者（TECH LEADER）や研究者等の高度専門職業人の養成を目指しています。

大学院工芸科学研究科博士前期課程では、学部段階より高度な専門的知識・能力を有し、それらを柔軟に応用でき、かつ実践的な外国語運用能力を備えた人材の育成を目標としており、さらに博士後期課程では、創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する人材、国際経験を有する人材の育成を目標としています。

《博士前期課程》

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的としています。

学域	課程	教育研究上の目的
応用生物学域	応用生物学専攻	分子から生態までの広範な領域の生命現象に関する基礎知識を修得するとともに、その有効利用のためのバイオテクノロジーを活用して、将来に向けた新しいライフサイエンス時代を担うことができる研究技術者の育成を目指す。
物質・材料科学域	材料創製化学専攻	高分子物性工学、無機材料科学、材料物理化学、並びに光工学に関する十分な基礎知識をもち、高分子やセラミックスなどをベースにして高次構造化・機能化のアプローチにより実効性ある革新材料開発を実現する応用能力を身につけた人材を育成する。加えて、材料開発に携わる研究技術者として人間的に広く深い素養と自覚、豊かな国際性を併せもつ人材を育成する。
	材料制御化学専攻	高い機能を持つ材料を扱う研究技術者は、高分子、無機材料などの個々の特性についての知識に止まらず、機能の源となる基礎的な性質について深く理解していることが求められる。本専攻では、それらの知識と理解に基づき、社会に役立つ材料とは何かを考え、将来への見通しを持つ人材、さらに自らの技術力をグローバルに展開する国際性をもつ人材を育成する。
	物質合成化学専攻	有機、無機、高分子化合物、各種ハイブリッドの合成化学、精密分子設計、界面材料化学、ならびにヘテロ元素化学に関する十分な基礎知識をもち、精密合成を基盤にボトムアップのアプローチで医薬品、農薬、発光素子、液晶分子、界面活性物質、繊維改質剤、光反応性触媒など革新的な物質や材料の創成を実現する応用能力を身につけた人材を育成する。加えて、材料開発に携わる研究技術者として、人間的に広く深い素養と自覚、ならびに豊かな国際性を併せもつ人材を育成する。
	機能物質化学専攻	生体関連化学、物理・分析化学、分子構造化学、高分子化学及び化学工学に関して十分な基礎知識をもち、生物の機能や構造を再現・応用することによって、新しい物質や材料を創成するとともに、化学の視点を軸として分子レベルで物質の機能を捉え、構造を探り、その活用を促進できる応用能力を身につけた人材を育成する。

設計工学域	電子システム工学専攻	エレクトロニクス基盤技術や情報通信技術を修得するとともに、高度な専門知識に基づく将来に向けた新しい技術の開発を先導する能力、新しい技術を社会に応用、適合させるための総合力を身につけた人材の育成を目指す。
	情報工学専攻	あらゆる産業基盤を支えているICTについての高度な知識と技能を身に付け、情報機器製造業を初めとする様々な製造業において、またICTを活用したサービス事業を展開する企業において、さらにはICTに関連した様々な企業および教育・研究機関において、リーダーシップを持ちつつ自発的かつ国際的に研究・開発を行い、人間中心型の豊かな情報社会の構築を先導する研究技術者を育成する。
	機械物理学専攻	機械工学の根幹をなす力学分野を中心に、様々な物理現象を理解するための理論的、実験的および数値的解析手法を身に付け、実際の工学的問題に応用する能力を有し、国際的に活躍できる「探究的価値創造力」を持つ機械技術者・研究者を育成することを目的とする。
	機械設計学専攻	機械工学のみならず幅広い先端テクノロジーに精通し、これらの工学的知識を横断的に駆使することによりイノベーションをデザインする能力を有し、国際的に活躍できる「実践的価値創造力」を持つ機械技術者・研究者を育成することを目的とする。
デザイン科学域	建築学専攻	歴史と先端が同居する京都という地の特性を活かして、国際競争力をもつと同時に地域に根ざした課題解決力を身に付ける建築教育を行い、建築家、建築技術者、都市プランナー、修復建築家等の高い実践力を持つ人材を育成する。
	デザイン学専攻	社会的なニーズや科学技術に対する洞察力とデザインの各分野における高度な専門知識を持ち、異分野の専門家とも積極的に協働して革新的な製品を生み出すことの出来る国際的なデザイナーや「デザイン思考」の展開によって新たなサービスの創造や社会実装化を行える、デザインマインドやビジネスマインドをもった実践家・技術者・研究者を育成する。また、美術、デザイン、建築などの作品や作者についての歴史・理論研究とキュレーション（展示企画）の実践を両輪として、作品や作者の「価値」を新たに構築する能力を育成する。
	京都工芸繊維大学・ チェンマイ大学 国際連携建築学専攻	本専攻の教育課程では、「建築学における基本的な知識や技能に加え、国際的にも通用するより高度な設計能力や研究能力と、それを応用する能力」の習得を目指しており、国際的に活躍できる建築家、建築技術者、都市プランナー、修復建築家、教育者・研究者など、高度な都市・建築専門家の育成を目指している。
繊維学域	先端ファイブロ科学専攻	テキスタイルサイエンス・エンジニアリングを学ぶことにより、人と環境に優しいものづくりができ、かつ未知のものに向かって自らの考えでアプローチができる応用力を身につけた人材を育成する。
	バイオベースマテリアル学専攻	今世紀の中核素材となる「バイオベースマテリアル」に関する新しい材料科学・工学を切り拓きながら、新時代を担い取る研究者・技術者を育成する。

《博士後期課程》

博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としています。

学域	課程	教育研究上の目的
応用生物学域	バイオテクノロジー専攻	昆虫はもとよりヒトを始めとする哺乳動物、植物および微生物における生命現象について、分子、細胞、生物個体から集団そして生態系に至るマルチレベルな生命科学教育に重点を置き、人類が直面している諸問題にバイオテクノロジー分野から果敢に取り組むことができる人材を育成する。
物質・材料科学域	物質・材料化学専攻	バイオインスパイアード化学、ナノ・マテリアル、モレキュラーデザイン、ソフトマテリアル、フォトエレクトロニクスなどの諸領域において教育研究を展開し、次代を担う革新的な物質・材料の開発研究において先導的役割を果たす、創造性豊かで実践的外国語能力や国際経験を有し国際舞台で活躍できる優れた人材の育成を目指す。
設計工学域	電子システム工学専攻	専門知と研究のアプローチに精通し、グリーンイノベーションを推進できる人材、電子システム工学に関する高度な専門性を基盤として特定の課題を探求し解決する能力を有し、俯瞰的視野に立って課題発見能力を有する人材、さらに、課題解決が社会に提供する価値を最大化する方向に向けて知の構造化、再構成をはかる能力を有する人材を育成する。
	設計工学専攻	現代社会の産業技術をリードできる学識と実践技術を身につけ、工学技術の先端研究を切り開くための精神力、国際的な社会動向への鋭い感性と地域貢献への視点をもつとともに、個人的能力に加えて組織を管理運営できるリーダーシップをもち、国際的に活躍できる人材を育成する。 専攻で対象とする「もの」すなわち人工物は、人間の身の回りの日用品や製品から、情報システム、機械システム、それらの複合体である高機能で複雑な社会システムまで多岐にわたっている。各人の専門分野での探求対象である人工物について、価値評価基準の設定・物理設計・工学設計・制作・評価にわたる総合的・実際的な設計工学技能を修得した研究者・技術者を育成する。
デザイン科学域	建築学専攻	京都ゆえに可能なデザイン及び研究の方法を軸に、都市・建築のデザイン、遺産のストック活用とマネジメント、都市・建築の技術、環境、歴史、文化に関する理論及び応用能力を磨く。これらの能力の上に、デザイン工房・研究施設における都市・建築設計、再生マネジメントの実践に積極的に関わることで、社会的価値の創造に意識的な時代をリードする建築家や研究者を育成する。
	デザイン学専攻	社会的なニーズや科学技術に対する洞察力と独自のデザイン理論・方法論をベースに、多様な専門家からなる混合チームを主導して革新的な製品やサービスを生み出すことの出来る国際的なデザイナー・研究者を育成する。また、オリジナリティのある歴史・理論的学術論文を作成する研究能力を育成するとともに、みずからの研究対象をキュレーションとカタログ作成により社会に提示して、その「価値」を発信できる能力の育成を目指す。
繊維学域	先端ファイブプロ科学専攻	テキスタイルサイエンス・エンジニアリングを基礎とする「人と環境に優しいものづくり」に関わる教育研究活動を通して、自らの力で研究開発目標を設定し、それを具現化するための技術課題を見出し、さらには解決することができる総合的に優れた国際的に通用する人材を育成する。
	バイオベースマテリアル学専攻	これからの世界で主力となるバイオベースプロダクトに対する深い知識を持つだけでなく、学修・研究成果を国際社会において活かすにはどのようにすればよいのかを理解し、将来バイオベースマテリアルの開発において世界をリードできる人材を育成する。

3 特徴

京都工芸繊維大学は、1899年設立の京都蚕業講習所と1902年設立の京都高等工藝学校を前身として、1949年に、高等工芸、高等蚕糸の二つの流れを統合して、工芸学部、繊維学部の2学部から成る新制大学として設立され、その後、1965年に大学院修士課程の設置、1988年に「工芸科学」を標榜する1研究科への改組・大学院博士課程の設置、工業短期大学部（夜間課程）の廃止転換、2006年には2つの学部を発展的に統合し研究科同様「工芸科学」を掲げた1学部への改組等を経て、現在、工芸科学部（6課程）、工芸科学研究科（博士前期課程14専攻、博士後期課程8専攻）の1学部1研究科の編成となっている。

本学は、1学部1研究科で構成される工科系大学であるが、バイオ、材料、電子、情報、機械、環境等の先端技術分野から建築・デザイン等の総合的分野までの幅広い分野を有し、地元「京都」に立脚しつつ、伝統文化・地場産業等と深くかかわりながら、ものづくりを基盤とした「実学」中心の個性ある教育研究を展開しており、芸術的視点や先端性・地域性等を総合した「工芸科学」を志向し、豊かな感性を涵養する国際的工科系大学を目指している。

教育においては、科学と芸術の融合、京都の地域性・伝統文化等を踏まえた教育、実践に主眼を置いた産学官・国内外連携による課題解決型学習やインターンシップといったアクティブラーニング等の教育プログラムにより、課題解決能力や豊かな感性を持った国際的高度専門技術者の育成、すなわち、「専門性」や「リーダーシップ」、「外国語運用能力」、「文化的アイデンティティ」に係る能力を備えつつ、グローバルな現場でリーダーシップを発揮してプロジェクトを成功に導くことのできる人材（TECH LEADER）の育成を目指している。また、社会的要請や国際的水準を踏まえ、学部段階からの連続性・一貫性を持った大学院教育を展開している。具体的には、「3×3（スリー・バイ・スリー）」という教育システムを採用しており、「学士・修士・博士」の「4年・2年・3年」の学修期間を「実質3年・3年・3年」と捉え、学部3年次までの最初の3年で、学生個々の選んだ専門課程での基盤となる専門力を確実に修得するとともに、英語を基本とした外国語運用能力、リーダーシップ、文化的アイデンティティを育むことができる教育プログラムを構成し、次の3年に含まれる学部4年次で、各自が修得した専門力を基に卒業研究等に取り組むとともに、主体的に思考する深い教養力を養い育てる授業科目を履修したり、その後の研究やキャリア形成に寄与するインターンシップに充てたり、さらに大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することも可能となるような教育システムを構築している。

研究においては、建築学やデザイン学、高分子・繊維材料、高分子化学等の前身校以来の研究分野に加え、機械力学や熱工学、メディア情報学、電子システム工学分野等の最先端の工学分野、応用昆虫学・微生物学等の農学分野や生活科学等に強み・特色を有している。さらに、分野融合による新領域の開拓を進めながら、ヘルスサイエンス、グリーンイノベーションに係る研究、京都の伝統産業の特色や知見を踏まえた先端工学研究を展開するとともに、国内外の卓越研究者を結集した国際共同プロジェクトの展開等により、本学の重点分野である「デザイン・建築」「繊維・高分子」「グリーンイノベーション」におけるアジア地域の中心となる教育研究拠点の形成を目指している。

また、こうした教育研究実績や、繊維、ショウジョウバエ遺伝資源、美術工芸資料等の世界的にもユニークなリソースを活かしつつ、社会連携・社会貢献事業に取り組んでおり、地域社会の発展・活性化や教育研究の高度化に資する中核機関となるべく、地域の自治体や企業との連携を図り、小中高校生への教育提供や社会人のリカレント教育、技術支援・指導や受託共同研究を推進しているほか、地域の大学間連携による教育研究を積極的に実施している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（H26 デザイン学専攻・建築学専攻【M・D】）		
	1-1-1-02 設置計画の概要（H27 材料創製化学専攻外5専攻【M】・バイオテクノロジー専攻外2専攻【D】）		
	1-1-1-03 基本計画書（H29 本学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻【M】）		
	1-1-1-04 設置計画の概要（H30 デザイン学専攻【M】）		
	1-1-1-05 設置計画の概要（H30 応用化学課程・デザイン・建築学課程【B】）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-06 国際連携専攻（本学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻）に関する協定書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-1-1] ・改組の目的、経緯等については、根拠資料1-1-1-01～05の設置の趣旨・必要性等に記載している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組1-1-A] ・本学の基本的な目標に掲げる「国際的高度専門技術者」を育成するため、大学院工芸科学研究科博士前期課程において、タイのチェンマイ大学との間で、建築学、特に建築設計学と都市・建築再生学を中心とした分野におけるジョイント・ディグリープログラム「京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻」を平成29年4月に新設（工学分野初）し、学生を受け入れている。	1-1-A-01 「京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻」—プログラム概要—		
	1-1-A-02 「京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻」における学生受入・修了状況		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組1-1-A] ・タイのチェンマイ大学と連携し、建築学、特に建築設計学と都市・建築再生学を中心とした分野において、共同で教育プログラムを構築し、修了時には共同で単一の学位を授与するジョイント・ディグリープログラムとして「京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻」を平成29年4月に設置（工学分野初）し、平成30年度に国内初めてのジョイント・ディグリー修士課程修了生を輩出したことは、「国際的高度専門技術者の育成」を目指す大学の目的に照らして特色ある成果であり、優れている。			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 京都工芸繊維大学通則	第1条の2	
	1-3-1-02 京都工芸繊維大学大学院学則	第3～5条	
	1-3-1-03 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則	第12、13、14、16、22、25、28条	
	1-3-1-04 京都工芸繊維大学の学系の組織に関する規則	第4条	
	1-3-1-05 京都工芸繊維大学の学域、工芸科学部及び大学院工芸科学研究科の組織に関する規則	第5、7、10、13、16、19条	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
1-3-1-06 令和3年度役員・部局長等一覧（非公表）			
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 管理運営組織図		
	1-3-2-02 京都工芸繊維大学工芸科学部教授会規則		
	1-3-2-03 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授会規則		
	1-3-2-04 学長が決定を行うにあたり教授会等に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について		
	1-3-2-05 学部教授会審議事項の審議付託に関する要項		
	1-3-2-06 研究科教授会審議事項の審議付託に関する要項		
	1-3-2-07 京都工芸繊維大学学域長等会議要項		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 管理運営組織図		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人京都工芸繊維大学教育研究評議会規則		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-3-2] ・教授会に係る開催頻度の規定はないが、教授会の審議事項には学位授与に関する事項等が含まれているため、必然的に最低でも年1回以上は開催することとなり、継続的・安定的に審議している（令和2年度開催実績：工芸科学部教授会：2回、工芸科学研究科教授会：5回、学域長等会議：15回）。			
[分析項目1-3-3] ・教育研究評議会に係る開催頻度の規定はないが、教育研究評議会の審議事項には、教員人事に関する事項等が含まれていることから、一定の頻度で開催することとなる。運用上原則月1回程度開催しており、全学的見地から教育活動に係る重要事項について、継続的・安定的に審議している（令和2年度開催実績：13回）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	2-1-2-01 JABEE技術者教育プログラム認定継続審査自己点検書（2016年度）		
	2-1-2-02 JABEE技術者教育プログラム認定継続審査結果（2016年度）		
	2-1-2-03 学部・研究科等の現況調査表（教育）		
	・ 明文化された規定類 1-3-1-01 京都工芸繊維大学通則	第1条の2	再掲
	1-3-1-02 京都工芸繊維大学大学院学則	第3～5条	再掲
	1-3-1-03 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則	第15、16、21、22、24、25、27、28条	再掲
	1-3-1-05 京都工芸繊維大学の学域、工学部及び大学院工学科学研究科の組織に関する規則	第10、11、12、13、16、17、18、19条	再掲
	2-1-2-04 京都工芸繊維大学総合教育センター規則		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） 2-1-2-05 Self-Inspection and Evaluation Report		
	[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧	
・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則			再掲

	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
	2-1-3-01 国立大学法人京都工芸繊維大学施設委員会規則		
	2-1-3-02 国立大学法人京都工芸繊維大学財務委員会規則		
	2-1-3-03 京都工芸繊維大学学生支援センター規則		
	2-1-3-04 京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目 2-1-2]
 ・「通則」及び「大学院学則」において、教育研究上の基本組織として「工芸科学部」及び「工芸科学研究科」を置くことを規定し、「内部質保証要項」において、教育課程に関する内部質保証について、総合教育センターが責任を負うことを規定している。また、「総合教育センター規則」により、課程長及び専攻長をセンターの構成員とすることを規定するとともに、課程長、専攻長が教育課程について責任を負うことを「組織に関する規則」及び「学域、工芸科学部及び大学院工芸科学研究科の組織に関する規則」に規定している。以上のことから、別紙様式2-1-2のとおり、各課程長及び各専攻長が、教育課程の質保証に責任を持つことが明文化されている。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

・該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・該当なし

【改善を要する事項】

・該当なし

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
[分析項目 2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲

[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			
基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 国立大学法人京都工芸繊維大学大学評価室規則		
	2-3-2-02 全学IRIにおいてモニタリングする主要指標の状況について（非公表）		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 外国人留学生アンケート結果を踏まえた取組状況（非公表）		
	2-3-3-02 地域創生Tech Program学生対象アンケートを踏まえた主な支援策（非公表）		
	2-3-3-03 ダビンチ入試合格者アンケートを踏まえた主な改善策（非公表）		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-1-2-01 JABEE技術者教育プログラム認定継続審査自己点検書（2016年度）		再掲
	2-1-2-02 JABEE技術者教育プログラム認定継続審査結果（2016年度）		再掲
	2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定証（機械工学課程）		
2-1-2-03 学部・研究科等の現況調査表（教育）		再掲	

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
<p>[分析項目2-3-4]</p> <p>・工芸科学部機械工学課程では、「ものづくり」の進展に寄与するテーマの具体的な実現に向けて理論と実験の両面を考慮しつつ、さらに、自分自身で課題を見出し、それを解決できる「自己デザイン能力」を有する高度専門技術者の養成を目指しており、技術者教育の質保証、技術者に必須と国際的に認められている知識・能力の修得に向けたプログラムを実施していることを担保するとともに、社会に広く知らせるために、JABEEの認定を取得している。また、学部・研究科等の現況分析は、国立大学法人評価の一部として法令に基づき実施している。法人評価を受けるにあたり、教育研究等の質の向上や、業務運営等の事項について、自己評価を行うとともに、改善を要する点については、対応方策を策定し、その後の改善状況等を大学ホームページにより公表している。</p>		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>		
<p>[活動取組2-3-A]</p> <p>・教育研究等の内部質保証の一環として平成29年度に実施した重点的取組や定量的指標（KPI）に特化した全学的な「自己点検・評価」の結果を活用し、国立大学学長1名、京都府副知事1名、京都府内企業の代表取締役会長2名を外部評価委員とした本学独自の「外部評価」を平成30年度に実施した。外部評価では「教育」「研究」「国際化」「地域貢献」の項目について5段階の評価を行った結果、「教育」の評価（平均値）が4.00、「国際化」の評価（平均値）が4.75、「地域貢献」の評価（平均値）が4.25と高い評価が得られ、本学の実践的な教育システムや日本・海外の大学と企業が連携するグローバル連携海外インターンシップ等が優れた点として挙げられた。「自己点検・評価」と「外部評価」で明らかになった課題等については、改善方策を策定し、その後の改善状況を含め大学ホームページにより公表している。</p>	2-3-A-01 自己点検・評価報告書（平成30年3月）	
	2-3-A-02 外部評価の概要	
	2-3-A-03 外部評価報告書（平成31年1月）	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・該当なし</p>		
<p>【改善を要する事項】</p> <p>・該当なし</p>		

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-4-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則		
	2-4-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学大学戦略キャビネット規則		
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-03 第186回 役員会 議事要録 (H25.3.28)		
	2-4-1-04 第186回 役員会資料 (建築学専攻・デザイン学専攻設置【M・D】)		
	2-4-1-05 第6回 大学戦略キャビネット 議事要録 (H26.5.1)		
	2-4-1-06 第207回 役員会 議事要録 (H26.4.24)		
	2-4-1-07 第207回 役員会資料 (材料創製化学専攻外5専攻【M】・バイオテクノロジー専攻外2専攻【D】設置)		
	2-4-1-08 第35回 大学戦略キャビネット 議事要録 (H28.1.28)		
	2-4-1-09 第247回 役員会 議事要録 (H28.3.3)		
	2-4-1-10 第247回 役員会資料 (京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻【M】設置)		
	2-4-1-11 第51回 大学戦略キャビネット 議事要録 (H29.3.9)		
	2-4-1-12 第272回 役員会 議事要録 (H29.4.26)		
2-4-1-13 第272回 役員会資料 (平成30年度 教育組織整備)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学教員選考等規則（非公表）		
	2-5-1-02 京都工芸繊維大学教員選考基準（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 京都工芸繊維大学教員候補者資格審査細則（非公表）		
	2-5-1-04 第235回 教育研究評議会 議事要録(R3.1.14)（非公表）		
	2-5-1-05 資格審査結果報告書【採用時】（非公表）		
	2-5-1-06 資格審査結果報告書【昇任時】（非公表）		
2-5-1-07 資格審査結果報告書【採用・昇任時以外】（非公表）			
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 教員の勤務成績評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-02 年俸制常勤教員に係る業績評価実施要領（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 教員の勤務成績評価実施要領（非公表）		再掲
	2-5-2-02 年俸制常勤教員に係る業績評価実施要領（非公表）		再掲
	2-5-2-03 大学評価基礎データベース収集項目一覧（非公表）		
	2-5-2-04 勤労手当について（直近3年分）（非公表）		
2-5-2-05 昇給区分分布（直近3年分）（非公表）			

<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）</p>		
	<p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p>		
	<p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-2-01 教員の勤務成績評価実施要領（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-02 年俸制常勤教員に係る業績評価実施要領（非公表）</p>		再掲
	<p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-01 教員の勤務成績評価実施要領（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-02 年俸制常勤教員に係る業績評価実施要領（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-2-03 大学評価基礎データベース収集項目一覧（非公表）</p>		再掲
<p>2-5-2-04 勤勉手当について（直近3年分）（非公表）</p>		再掲	
<p>2-5-2-05 昇給区分分布（直近3年分）（非公表）</p>		再掲	
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）</p>		
	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 教育関係等事務組織図</p>		
	<p>2-5-5-02 事務局における担当事務について</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 教育関係等事務組織図</p>		再掲
	<p>2-5-5-02 事務局における担当事務について</p>		再掲
	<p>2-5-5-03 京都工芸繊維大学高度技術支援センター規則</p>		
<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-5-04 令和2年度TASA実施報告書集計結果（非公表）</p>			
<p>[分析項目 2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 令和2年度障害学生支援実務者育成研修会</p>		
<p>2-5-6-02 SA・TAの役割と心得</p>			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[活動取組2-5-A]</p> <p>・教員組織（学系）の意見を踏まえながら、法人組織にて学長のリーダーシップのもと、戦略的・機動的に人事計画の策定等を行う「法人主導による教員人事」により、「人事給与システム改革」及び「職位比率プロポーション改革」の取組を総合的に推進し、多様な人材を確保している。特に、平成28年度以降、優秀な若手教員を採用するため、文部科学省による「卓越研究員制度」を積極的に活用しつつ、本学独自財源によるテニュアトラック制度により、卓越した研究力を有する教員を積極的に採用した結果、若手教員比率は平成26年度と令和3年度の比較で、14.6%から16.2%まで上昇している。また、ダイバーシティ向上と教育研究の活性化を目指して、女性研究者限定公募「梅檀（SENDAN）プログラム」を平成26年度から実施し、以降、12名の若手女性教員を採用するなどの取組により、女性教員比率は平成26年度と令和3年度の比較で、11.0%から15.4%まで上昇している。</p>	2-5-A-01 人事給与システム改革及び職位比率プロポーション改革の推進		
	2-5-A-02 「梅檀（SENDAN）プログラム」の概要		
	2-5-A-03 「本学独自財源によるテニュアトラック制度」の概要		
	2-5-A-04 若手教員比率及び女性教員比率の推移（H26～R3年度）		
<p>[活動取組2-5-B]</p> <p>・若手教員を毎年10名程度海外大学等に長期派遣する「海外教育連携教員派遣制度」や、常時留学生やポスドクが複数名在籍し、積極的な国際活動を行う研究室を「国際化モデル研究室」に指定する事業を実施しており、令和元年度からは、2つの制度を有機的に連動させ、派遣制度により派遣した教員の研究室を「国際化モデル研究室」に指定することで、大学全体のグローバル化を牽引している。加えて、毎年実施する学内FD研修会にて、派遣教員による講演会を実施するなど、派遣制度により得た知識・経験・ノウハウを共有することで全学的な教育力の向上に努めている。</p>	2-5-B-01 グローバル化に対応した教職員の高度化		
<p>[活動取組2-5-C]</p> <p>・事務職員の英語運用能力の向上を図るため、e-learningによる英語研修や英会話研修といった語学力底上げ事業と、海外短期派遣による語学力向上といった選択集中による2面的な研修を組織的に実施した結果、全職員に占めるTOEICスコア730点以上取得者の割合は、平成27年度と令和2年度との比較において、13.4%から23.4%と、10ポイント上昇したほか、スコア平均も平成30年度に初めて500点を超えるなどの成果に繋がっている。このように、職員の英語運用能力が向上し、英語に堪能な職員が増えたことで、当該職員を事務局全課へ配置することが可能となり、国際系部署に頼ることなく国際業務を円滑に行える体制を構築している。</p>	2-5-B-01 グローバル化に対応した教職員の高度化		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組2-5-A]

職位比率プロポーショナル改革を進めるため、平成28年度以降、退職教員の補充人事は助教等の若手教員を原則としており、優秀な若手教員を採用するため、文部科学省による「卓越研究員制度」を積極的に活用しつつ、本学独自財源によるテニユアトラック制度により、卓越した研究力を有する教員を、平成28年度から5年間で17名採用しており、新規採用教員に占める本学独自財源によるテニユアトラック制度での採用教員割合は、令和2年度で50.0%（平成28年度：16.7%、平成29年度：57.0%、平成30年度：57.1%、令和元年度：50.0%）と高い割合となっている。

[活動取組2-5-B]

・外国人に特化した教員の公募・採用や若手教員を毎年10名程度海外大学等に長期派遣する「海外教育連携教員派遣制度」により、外国における教育研究歴のある教員の増加を図った結果、令和2年度の全教員に占める外国での教育研究歴のある教員の割合は、平成27年度の24.6%から16.4ポイント増の41.0%と大幅に向上している。これらの教員を本学のグローバル化の推進に向けて、戦略的に配置し、各課程・専攻の教育を担当させているほか、派遣制度により派遣した教員の研究室を「国際化モデル研究室」に指定することで、学内の国際化を牽引している。

【改善を要する事項】

・該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_財務諸表		
	3-1-1-02_事業報告書		
	3-1-1-03_決算報告書		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-04_令和2年度_監事監査報告書 3-1-1-05_令和2年度_会計監査人(独立監査人)監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_乖離理由書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-03 国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則	第2、3、4、7、8条	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学役員会規則	第2、3、4条	再掲
	3-2-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学経営協議会規則	第2、3、4条	
	1-3-3-01 国立大学法人京都工芸繊維大学教育研究評議会規則	第2、3、4条	再掲
	1-3-2-01 管理運営組織図		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-06 令和3年度役員・部局長等一覧（非公表）		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに箇条書き で記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 京都工芸繊維大学事務局の組織に関する規則		
	2-5-5-02 事務局における担当事務について		再掲
	3-3-1-02 京都工芸繊維大学事務連絡会要項		
	・事務組織の組織図 3-3-1-03 事務組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>				
[活動取組3-4-A] ・令和元年度に行われた文部科学省との徹底対話を踏まえ、第5期中期目標期間以降も見据えた本学の将来ビジョンの構築、組織運営の改善について全学的な議論を加速させるため、大学戦略キャビネットの下に、「①未来投資」、「②教育改革」、「③研究改革」、「④財政健全化」に関する4つのワーキングチームを発足させ、担当理事をトップにしつつ、若手教職員も分野や部署の垣根を超え積極的にメンバーに加えることで、次世代の経営能力を備えた教職員育成も視野に入れた教職協働体制により、令和2年度から本格的に議論を行っている。	3-4-A-01 文部科学省との徹底対話を踏まえた将来ビジョン構想（非公表）			
	3-4-A-02 第4期中期目標期間に向けた将来構想ワーキングチーム中間報告書（非公表）			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし				
【改善を要する事項】 ・該当なし				
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 3-5-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則 3-5-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査実施細則			
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-03 令和2年度 監事監査計画書（非公表）			
	3-1-1-04 令和2年度 監事監査報告書		再掲	
	3-5-1-04 令和2年度 監事による意見書（非公表）			
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果			
	[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 令和2年度 会計監査人監査計画書（非公表）		
・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-05 令和2年度 会計監査人（独立監査人）監査報告書			再掲	

<p>[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること</p>	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-2-01 管理運営組織図		再掲
	3-5-3-01 国立大学法人京都工芸繊維大学監査室規則		
	・内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部監査規則		
	3-5-3-03 国立大学法人京都工芸繊維大学内部監査実施要項		
	・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-04 令和2年度 内部監査計画（非公表）		
	3-5-3-05 令和2年度 内部監査実施計画書（非公表）		
	3-5-3-06 令和2年度 内部監査実施計画（臨時）（非公表）		
	3-5-3-07 令和2年度 内部監査実施計画書（臨時）（非公表）		
	3-5-3-08 令和2年度 内部監査結果報告書（Ⅰ. 法令遵守等）（非公表）		
	3-5-3-09 令和2年度 内部監査結果報告書（Ⅱ. 会計内部監査）（非公表）		
	3-5-3-10 令和2年度 内部監査結果報告書（Ⅲ. 公的研究費の不正防止に係る運営・管理体制）（非公表）		
3-5-3-11 令和2年度 内部監査（臨時・リスク70-7監査）結果報告書（非公表）			
3-5-3-12 令和2年度 内部監査結果報告書（臨時・会計規程及び関係細則・要項に定める事項及び業務の法令遵守等）（非公表）			
<p>[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること</p>	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監事及び会計監査人との連携状況（非公表）		
3-5-4-02 令和2年度に実施した監事ヒアリング一覧（非公表）			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	4-1-2-01 京都工芸繊維大学ものづくり教育研究センター規則		
	4-1-2-02 京都工芸繊維大学昆虫先端研究推進拠点規則		
	4-1-2-03 京都工芸繊維大学昆虫先端研究推進拠点部門細則	第3条	
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 バリアフリーマップ		
	4-1-3-02 キャンパスマスタープラン 2014改訂版		
	4-1-3-03 設備マスタープラン 20210519改定		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-04 国立大学法人京都工芸繊維大学防火・防災管理規則		
	4-1-3-05 京都工芸繊維大学表示付認証機器の管理に関する要項		
	4-1-3-06 京都工芸繊維大学エックス線障害防止管理規則		
	4-1-3-07 国立大学法人京都工芸繊維大学アイソトープセンター放射線障害予防規程		
	4-1-3-08 京都工芸繊維大学核燃料物質に係る計量管理規定		
	4-1-3-09 京都工芸繊維大学遺伝子組換え生物等使用等管理規則		
	4-1-3-10 国立大学法人京都工芸繊維大学危機管理規則		
4-1-3-11 京都工芸繊維大学における防犯カメラの管理及び運用に関する要項			

<p>[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）</p>		
<p>[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（非公表）</p>		
<p>[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>・該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組4-1-A] ・PBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングのためのスペースなど学生が主体的に学習できるスペースとして、以下の施設を整備した。</p> <p>・平成29年度に松ヶ崎キャンパス内に「KYOTO Design Lab（デザインファクトリー）」を新設し、国内外の複数のユニット・研究者・企業人・学生が交流を活発に行うことができる大きなワークショップスペースを設けたほか、これまで学内に分散していた試作・加工設備を集約させることで、海外のデザインファクトリーと遜色のない多種多様な加工設備を備えた施設を整備し、国際共同プロジェクトをより実践的・効果的に行う環境を整備した。</p> <p>・平成28年度に整備した「福知山キャンパス」内に、地域課題PBLを行うための設備群を設けた実践的な活動スペースを整備し、地域課題解決のためのプロジェクト実践を地域自治体や企業と連携・協働して実施している。</p>	<p>4-1-A-01 機能強化に向けた戦略的な施設整備</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>[活動取組4-1-A] ・「KYOTO Design Lab（デザインファクトリー）」を活用し、ロイヤル・カレッジ・オブ・アート（英国）やスタンフォード大学（米国）といった海外有力大学等との国際共同プロジェクトを平成30年度以降3年間で計68件実施し、延べ105機関の国内外の機関との連携・協働を行っており高い教育効果を生んでいる。また、本施設でのこれらの取組が「領域横断型の教育研究拠点として期待される」と評され、令和元年度にグッドデザイン賞を受賞したほか、海外での認知度が高いデザイン誌「AXIS」の特集「World's Design Universities 2018」において、本学KYOTO Design Labの取組が、RCA、インペリアル・カレッジ・ロンドン、デルフト工科大学、東京大学等と並んで紹介され、それも本学KYOTO Design Labが巻頭掲載されるなど、傑出した成果に繋がっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>・該当なし</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 保健管理センターの概要（本学HP）			
	4-2-1-02 学生相談室の概要（本学HP）			
	・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-03 ハラスメント防止ガイドライン			
	4-2-1-04 ハラスメント防止パンフレット			
	4-2-1-05 京都工芸繊維大学におけるハラスメントの防止等に関する規則			
	・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-06 学生生活支援の周知（本学HP）			
	4-2-1-01 保健管理センターの概要（本学HP）			再掲
	4-2-1-02 学生相談室の概要（本学HP）			再掲
	・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
4-2-1-07 アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターにおける相談実績（令和2年度）（非公表）				
4-2-1-08 就職・進路に係る支援・相談実績（令和2年度）（非公表）				
4-2-1-09 保健管理センター利用状況（令和2年度）（非公表）				
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）			
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧			
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）			
	4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況			
	・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
	4-2-3-01 京都工芸繊維大学ホームページ（英語版）			
	4-2-3-02 学生情報ポータル			

	4-2-3-03 留学生支援システムの概要		
	4-2-3-04 外国人留学生の手引き		
	4-2-3-05 外国人留学生チューター制度実施計画（令和2年度）		
	4-2-3-06 外国人留学生チューター利用状況（令和2年度）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 4-2-5-01 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）		
	4-2-5-02 入学料及び授業料免除・徴収猶予		
	4-2-5-03 各種奨学金		
	4-2-5-04 京都工芸繊維大学特待生制度		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 4-2-5-05 日本学生支援機構奨学生データ（R3年3月現在）		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 4-2-5-06 令和3年度基金奨学生募集要項		
	4-2-5-07 国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生選考要領		
	4-2-5-08 令和2年度KIT基金奨学生利用実績（非公表）		
	4-2-5-09 令和2年度 地域創生Tech Program社会人学生奨学生利用実績（非公表）		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 4-2-5-10 京都工芸繊維大学入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関する規則		
	4-2-5-11 京都工芸繊維大学入学料・授業料の免除及び徴収猶予選考要項		
	4-2-5-12 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科国際科学技術コースの入学者に係る入学料及び授業料の免除に関する要項		
	4-2-5-13 新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した学生に対する入学料及び授業料免除に関する要項		
	4-2-5-14 京都工芸繊維大学デザインセントリックエンジニアリングプログラムにおける大学院博士後期課程学生の授業料免除に関する要項		
	4-2-5-15 令和2年度及び令和3年度の京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科博士後期課程入学者に係る入学年度の授業料免除の取扱いについて		

	4-2-5-16 令和2年度 入学料免除の実施状況		
	4-2-5-17 令和2年度 授業料免除の実施状況		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-18 国立大学法人京都工芸繊維大学借上宿舎規則		
	4-2-5-19 京都工芸繊維大学国際交流会館規則		
	4-2-5-20 京都工芸繊維大学国際交流会館規則実施細則		
	4-2-5-21 国立大学法人京都工芸繊維大学留学生用借上宿舎規則		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-22 その他の経済的援助の利用実績（令和2年度）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組4-2-A] ・学生主体の体験型アクティブラーニングやボランティア活動等のサービスマーケティングの推進を目的とした「学生と教員の共同プロジェクト（学生と教員が共同で行う正規課程外のプロジェクト）」を実施しており、コンテスト入賞を目指すプロジェクトやボランティア活動を行うプロジェクトを中心として、活動経費等の経済的支援、教職員による技術支援・指導等の支援を実施している。	4-2-A-01 学生と教員の共同プロジェクトの採択事業一覧		
[活動取組4-2-B] ・地域産業の活性化や地域課題の解決に取り組むことができる技術者養成プログラムとして平成28年度に「地域創生Tech Program」を開設するなど、地域の自治体・産業界と連携しつつ、地域を志向した教育を推進している。これに合わせて、学生への就職支援として、合同企業説明会（キャリアミーティング）、企業研究会、インターンシップ企業研究会（インターンシップフォーラム）といった100社を超える企業が参加する大規模なフォーラムを開催し、令和元年度には、当該イベントに参加する京都府所在企業数を平成27年度から7.6倍の延べ138社（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを含め、延べ81社）まで増加させるなど、地元企業と連携した取組を実施している。	4-2-B-01 「地域創生Tech Program」の概要		
	4-2-B-02 キャリアミーティング、企業研究会、インターンシップフォーラムの概要		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組4-2-A]

・ 本学の教育研究の特色を反映したプロジェクトによる学生主体の体験型アクティブラーニングプログラムとして「学生と教員の共同プロジェクト」を展開しており、特に、「学生フォーミュラ参戦プロジェクト」においては、教職員による技術支援や活動経費等の経済的支援を行った結果、毎年開催される「全日本学生フォーミュラ大会」において、並み居る強豪を抑え、本学は総合優勝2回（2016、2017連覇）、総合2位（2018）等の輝かしい成績を収めているほか、「ロボコン挑戦プロジェクト」においては、「ABUアジア・太平洋ロボコン代表選考会」を兼ねたNHK学生ロボコンで本学の高い技術力が評価され、技術賞及びローム株式会社特別賞を受賞するなど、複数のプロジェクトにおいて目覚ましい成果を上げており、教員のサポートのもと学生たちが主体的に課題解決や進捗管理を行う点において高い教育効果を生んでいる。

[活動取組4-2-B]

・ 学生への就職支援として、合同企業説明会（キャリアミーティング）、企業研究会、インターンシップ企業研究会（インターンシップフォーラム）といった100社を超える企業が参加する大規模なフォーラムを開催し、令和元年度には、当該イベントに参加する京都府所在企業数を平成27年度から7.6倍の延べ138社まで増加させるなど、地元企業と連携した取組を実施した結果、地元企業（京都府所在企業）就職率が平成27年度の13.7%から令和元年度の21.7%まで大幅に向上した（なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の採用活動や学生の進路選択の動向に変化が見られ、地元就職率は15.5%にとどまった）。

【改善を要する事項】

・ 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 工芸科学部 アドミッションポリシー (本学HP)		
	5-1-1-02 工芸科学研究科博士前期課程 アドミッションポリシー (本学HP)		
	5-1-1-03 工芸科学研究科博士後期課程 アドミッションポリシー (本学HP)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 面接にあたっての注意事項（非公表）			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	5-2-1-02 京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則（非公表）			
	5-2-1-03 京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則（非公表）			
	5-2-1-04 アドミッションセンター組織図（非公表）			
	5-2-1-05 令和3年度学部入学試験実施体制（非公表）			
	5-2-1-06 令和3年度大学院入学試験実施要項（非公表）		1. 試験実施体制	
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	5-2-1-07 令和3年度一般選抜実施計画（学部）（非公表）			
	5-2-1-08 令和3年度一般選抜監督者要領（学部【前期・後期日程】）（非公表）			
	5-2-1-09 令和3年度一般入試（第Ⅲ期）実施計画書（大学院）（非公表）			
5-2-1-06 令和3年度大学院入学試験実施要項（非公表）			再掲	
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの				
5-2-1-10 令和4年度一般選抜における教科・科目等別配点の公表並びに変更について【令和2年度公表】（非公表）				
5-2-1-11 地域創生Tech Programにおける大学入学共通テストを利用した学校推薦型選抜の導入及び一般選抜での学生募集について【令和元年度公表】（非公表）				
5-2-1-12 令和4年度3年次編入学試験で評価の対象とするTOEICスコアについて【令和2年度公表】（非公表）				
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料			
	5-2-1-02 京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則（非公表）		再掲	
	5-2-1-03 京都工芸繊維大学アドミッションセンター規則実施細則（非公表）		再掲	
	5-2-1-04 アドミッションセンター組織図（非公表）		再掲	
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等			
	5-2-2-01 令和3年度ダビンチ入試（総合型選抜）の変更点について（非公表）			

	5-2-2-02 学校推薦型選抜（地域創生Tech Program）の導入について（非公表）		
	5-2-2-03 一般選抜における教科科目について（非公表）		
	5-2-2-04（ダビンチ）カレッジ・レディネス・プログラムについて（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
<p>【活動取組5-2-A】</p> <p>・本学独自の入学者選抜「ダビンチ入試（総合型選抜）」では、意欲や表現力、論理的思考力等に優れ、各課程への適性の高い人を丁寧なプログラムで選抜している。平成28年度入学者以降、受験者の志向に応じた募集枠として地域枠とグローバル枠を新設するなど募集定員の拡大を図り、令和3年度入学者選抜の募集人員は平成27年度の48名から80名まで、67%程度増加している。質の面でも、グローバル枠で英語の運用能力を測定するため、本学独自のCBT方式による英語スピーキングテスト及び英語ライティングテストを新たに実施したほか、地域枠において地域社会等の課題に対する理解力・分析力・提案力等を測るレポートを作成するなど、学力だけでなく才能や将来ビジョンも重視する入試を実施している。</p>	5-2-A-01 ダビンチ入試（総合型選抜）の概要		
	5-2-A-02 ダビンチ入試募集人員・志願・入学の状況		
	5-2-A-03 英語スピーキングテスト及び英語ライティングテストの概要		
<p>【活動取組5-2-B】</p> <p>・前述の本学独自のダビンチ入試では、合格から入学までのギャップタームにおける学びの主体性を醸成する入学前教育を実施しており、通信教育プログラム（数・英・国・物理の添削課題）、英語e-learning講座、理工学基礎プログラム、グループワーク実践（課題解決を通じた協働）、地域創生Tech Program 4 学年全体PBL実習会を実施するなど、入学後の修学意欲を向上させ円滑な高大接続を図っている。なお、本入試で入学した学生の1年次後期までの成績状況の追跡調査を行い、GPA平均、単位取得数のいずれもが他の入試種別で入学した学生と同水準であることを確認しており、高い意欲や適性、グローバル志向・地域志向を持った学生を確保することで、学部教育の活性化につながっている。</p>	5-2-2-04（ダビンチ）カレッジ・レディネス・プログラムについて（非公表）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・ 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
・ 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ 該当なし			
【改善を要する事項】			
・ 該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

京都工芸繊維大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	工芸科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								機械工学課程については、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けている。
02	工芸科学研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

※一部教育課程（機械工学課程）について、第三者評価結果の活用あり：JABEE認定プログラム（一般社団法人日本技術者教育認定機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-1-A]（分析項目6-1-1） ・学部の設置上の目的とディプロマ・ポリシーとの対応を明確にするため、令和3年4月1日に工芸科学部のディプロマ・ポリシーを改正した。	6-1-A-01 (01)工芸科学部 ディプロマポリシー (本学HP)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-2-A]（分析項目6-2-1） ・カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの対応及び成績評価の方針を具体的に明示するため、令和3年4月1日に工芸科学部のカリキュラム・ポリシーを改正した。	6-2-A-01 (01)工芸科学部 カリキュラムポリシー (本学HP)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-3-A] (分析項目6-3-2) ・令和2年度シラバスのうち一部の必須項目に記載漏れが見られたが、令和3年度からの内部質保証規則及び要項の施行に向け、総合教育センターの責任のもと、シラバスの全必須項目が記載されるよう各課程長に指示をした。令和3年度シラバスにおいては全必須項目が記載されている(不開講科目等を除く)。	6-3-A-01 (01)令和3年度工芸科学部シラバス		
	6-3-A-02 (00)令和3年度 第1回総合教育センター教育プログラム部会議事要旨		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A] ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度前学期は全授業をオンラインで実施し、後学期は実験・実習・演習科目を中心に、3割程度の授業を対面で、7割程度の授業をオンラインで実施した。オンライン授業は、同期型(ライブ)授業と、動画や音声コンテンツ配信等による非同期型授業とを組み合わせる実施するとともに、ほぼ全科目でMoodleを中心とした各種支援ツールを駆使し、学生との間で多様なフィードバックを行うことで、教育効果を高めている。研究室での教員・学生間のコミュニケーションにはWebexのMeeting機能や、Teams(オンラインのチームコラボレーションツール)を用いて、意見交換や指導・助言を頻繁に行うとともに、オンライン授業等を補完するため、前学期においては夏季に登校スクーリングを実施したほか、後学期には対面による中間テスト及び定期試験の実施を行った。	6-4-A-01 (01)オンライン授業の実施上のお願い(非公表)		
	6-4-A-02 (01)令和2年度前学期の授業及び定期試験等について(非公表)		
	6-4-A-03 (01)令和2年度後学期のオンライン授業に向けて(非公表)		
	6-4-A-04 (01)令和2年度前学期オンライン授業の成績評価(対面授業との比較)(非公表)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン授業の実施にあたっては、学生の通信環境及び教員と学生間の双方向のやり取りの確保に努めるとともに、オンライン授業を補完するため、登校スクーリングを実施した。また、授業実施方法や資料配付方法を調査してその集計結果を教員にフィードバックし、オンライン試験に関する全般的・技術的な注意事項を試験前に教員に周知することにより、教育の質保証に努めた。その結果、全授業をオンラインで実施した令和2年度前学期の授業評価アンケートにおいては、オンライン授業を高く評価する声が寄せられ、「全体としてオンライン授業が良かった」とする意見が約7割(6,086件中4,015件)を占めた。また、令和2年度前学期の成績分布をみると、S~A(80点以上)の学生が、前年度に比べ8ポイント程度増えており(53%→61%)、オンライン授業においても質の高い学習成果が上がっている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-6-A] (分析項目6-6-1) ・成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって規定するため、工芸科学部履修規則に成績評価の基準を具体的に明記するなど、規則の改正を行った(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)。	6-6-A-01 (01)京都工芸繊維大学工芸科学部履修規則		
	6-1-A-01 (01)工芸科学部 ディプロマポリシー (本学HP)		再掲
	6-2-A-01 (01)工芸科学部 カリキュラムポリシー (本学HP)		再掲
[活動取組6-6-B] (分析項目6-6-3) ・成績基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、工芸科学部履修規則を改正(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)し、GPAの実施にあたる目的を明記するとともに、「総合型ポートフォリオ」を活用し、学力(GPA)の変遷や不足単位数の傾向などを組織的に確認している。	6-6-A-01 (01)京都工芸繊維大学工芸科学部履修規則		再掲
	6-6-B-01 (00)「総合型ポートフォリオ」の概要		
[活動取組6-6-C] (分析項目6-6-4) ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きについては、工芸科学部履修要項や学務課HPにおいて周知していたが、「成績評価に対する異議申立て要項」を新たに制定し、異議申立てに関する手続きを明文化した。新規制定要項には、成績評価の適切性の確認及び確認後の異議申立ての手続き、異議申立てを受理した場合の審査委員会の審査などを規定し、学生からの異議申立てに対して組織的に対応する体制を整備した(令和3年3月24日制定・令和3年4月1日施行)。	6-6-C-01 (00)京都工芸繊維大学の成績評価に対する異議申立て要項		
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-1-A] (分析項目6-1-1) ・研究科の設置上の目的とディプロマ・ポリシーとの対応を明確にするため、令和3年4月1日に大学院工芸科学研究科のディプロマ・ポリシーを改正した。	6-1-A-01 (02)大学院工芸科学研究科 ディプロマポリシー (本学HP)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-2-A] (分析項目6-2-1) ・カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの対応及び成績評価の方針を具体的に明示するため、令和3年4月1日に工芸科学研究科のカリキュラム・ポリシーを改正した。	6-2-A-01 (02)大学院工芸科学研究科 カリキュラムポリシー (本学HP)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-3-A】(分析項目6-3-2)</p> <p>・令和2年度シラバスのうち一部の必須項目に記載漏れが見られたが、令和3年度からの内部質保証規則及び要項の施行に向け、総合教育センターの責任のもと、シラバスの全必須項目が記載されるよう各専攻長に指示をした。令和3年度シラバスにおいては全必須項目が記載されている(不開講科目等を除く)。</p>	6-3-A-01 (02)令和3年度工芸科学研究科シラバス		
	6-3-A-02 (00)令和3年度 第1回総合教育センター教育プログラム部会議事要旨		
	2-1-1-01 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証に関する規則		再掲
	2-1-1-02 国立大学法人京都工芸繊維大学内部質保証実施要項		再掲
<p>【活動取組6-3-B】(分析項目6-3-4)</p> <p>・学位論文等の作成に係る指導に関し、計画を策定したうえで指導する体制を明文化するため、「工芸科学研究科履修規則」を一部改正(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)し、研究指導計画書の作成に関する条項を追加するとともに、「研究指導計画書に関する申合せ」を新規制定(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)し、研究指導計画書の定義、作成時期、手順等を明確にし、運用を開始している。なお、令和2年度においても、明文化はされていなかったが、教員が計画的に学生の研究指導を行っており、指導学生の学会発表(オンラインによる発表を含む)が、国内学会288件、国際学会51件あったほか、国際デザインコンペ「ASIA DESIGN PRIZE 2021」における「GRAND PRIZE(大賞)」の受賞や、超音波の応用に関する国際シンポジウム「Proteo Mass Scientific Society Ultrasonics conference 2020」における「エクセレントポスタープレゼンテーション賞」の受賞をはじめ、本学学生が59件の賞を受賞するなど、特筆すべき成果に繋がっている。</p>	6-3-B-01 (02)京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科履修規則		
	6-3-B-02 (02)京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科における研究指導計画書に関する申合せ		
	6-3-B-03 (02)学生の国内外の学会への参加状況(令和2年度)		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<p>【活動取組6-4-A】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度前学期は全授業をオンラインで実施し、後学期は博士前期課程はオンライン、博士後期課程は科目により適宜対面又はオンラインで実施した。オンライン授業は、同期型（ライブ）授業と、動画や音声コンテンツ配信等による非同期型（オンデマンド）授業とを組み合わせ実施するとともに、ほぼ全科目でMoodleを中心とした各種支援ツールを駆使し、学生との間で多様なフィードバックを行うことで、教育効果を高めている。研究室での教員・学生間のコミュニケーションにはWebexのMeeting機能や、Teams（オンラインのチームコラボレーションツール）を用いて、意見交換や指導・助言を頻繁に行った。また、令和2年3月下旬から5月末までの学生の研究室での活動を原則禁止とした期間においても、例外的に、博士前期課程学生のうち令和2年9月修了予定者及び博士後期課程学生については、「3密」を避けたうえで実験など研究室での活動を認めるなど、感染対策を徹底しつつ、学生が研究活動に専念できるよう柔軟に対応した。</p>	<p>6-4-A-01 (02)学生の研究室での活動について</p>			
【優れた成果が確認できる取組】				
<p>【活動取組6-4-A】</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン授業の実施にあたっては各種支援ツールを用いた授業を実施するとともに、各科目の授業実施方法や資料配付方法等を調査してその集計結果を教員にフィードバックし、オンライン試験に関する全般的・技術的な注意事項を試験前に教員に周知することにより、教育の質保証に努めた。また、研究室での教員・学生間のコミュニケーション機会や研究機会を担保するなどの工夫を行った。その結果、全授業をオンラインで実施した令和2年度前学期の授業評価アンケートにおいては、オンライン授業を高く評価する声が寄せられ、「全体としてオンライン授業が良かった」とする意見が約7割（458件中296件）を占めた。</p>				

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・該当なし</p>				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[活動取組6-6-A] (分析項目6-6-1) ・成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって規定するため、工芸科学研究科履修規則に成績評価の基準を具体的に明記するなど、規則の改正を行った(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)。	6-3-B-01 (02) 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科履修規則			再掲
	6-1-A-01 (02) 大学院工芸科学研究科 ディプロマポリシー (本学HP)			再掲
	6-2-A-01 (02) 大学院工芸科学研究科 カリキュラムポリシー (本学HP)			再掲
[活動取組6-6-B] (分析項目6-6-3) ・令和2年度博士前期課程入学者から、全学的な大学院GPAの本格導入を開始するとともに、成績基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定を厳格かつ客観的に行うため、工芸科学研究科履修規則を改正(令和3年3月24日改正・令和3年4月1日施行)し、GPAの実施にあたる目的を明記した。また、学力(GPA)の変遷や不足単位数の傾向などについては、「総合型ポートフォリオ」を活用し、組織的に確認している。	6-3-B-01 (02) 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科履修規則			再掲
	6-6-B-01 (00) 「総合型ポートフォリオ」の概要			
[活動取組6-6-C] (分析項目6-6-4) ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きについては、工芸科学研究科履修要項や学務課HPにおいて周知していたが、「成績評価に対する異議申立て要項」を新たに制定し、異議申立てに関する手続きを明文化した。新規制定要項には、成績評価の適切性の確認及び確認後の異議申立ての手続き、異議申立てを受理した場合の審査委員会の審査などを規定し、学生からの異議申し立てに対して組織的に対応する体制を整備した(令和3年3月24日制定・令和3年4月1日施行)。	6-6-C-01 (00) 京都工芸繊維大学の成績評価に対する異議申立て要項			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 (02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
・該当なし			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			